

お知らせ

(公社)大阪府栄養士会栄養ケア・ステーション 運営規定の一部変更について（概要）

このたび、公益社団法人大阪府栄養士会栄養ケア・ステーション運営規定が一部改正されました。主な変更点は以下の通りです。

- (1) 登録条件の見直し
管理栄養士に加えて、栄養士の登録も可能となりました。
- (2) 更新制度の変更
 - ① 登録期間は従来通り3年間ですが、最長2年の延長が可能になりました。延長を希望する場合は、1年ごとに「管理栄養士・栄養士登録更新延長申請書」（ホームページからダウンロード）の提出が必要です。
 - ② 更新要件である研修単位の取得方法が変更され、1年ごとの受講から、3年間で必要単位を取得する方式になりました（生涯教育3単位＋指定研修3単位）。
 - ③ 必須研修の実践研修Bについては、従来の「最終年の受講」から、「更新までに1回受講」に変更されました。また2回以上受講した場合は指定研修に振替可能です。
 - ④ 学会参加も、更新要件として指定研修に振替可能とされました（対象学会は栄養大阪及びホームページでお知らせします）。
- (3) 登録の抹消に関する変更
 - ① 大阪府栄養士会を退会すると登録は抹消されます。再入会後の登録申請は可能です。
 - ② 休会中の場合も、休会前に取得した単位は最長5年間有効です（3年＋延長2年）。延長を希望する場合は、休会中でも「管理栄養士・栄養士登録更新延長申請書」の提出が必要です。
 - ③ 更新申請や延長手続きがない場合は、自動的に登録が抹消されます。

※重要なお知らせ

(公社)大阪府栄養士会栄養ケア・ステーション登録管理栄養士・栄養士の皆様へ
— 更新手続きをされていない方へ —

このたびの運営規定の変更に伴い、2021年までに栄養ケア・ステーションへ登録された方で、更新手続きを行っていない場合、登録抹消に関する経過措置として「2年間の更新猶予期間」を設けることになりました。

更新を希望される方は、今年度末までに更新申請の手続きを行ってください。

また、登録の延長を希望される場合は、毎年「管理栄養士・栄養士登録更新延長申請書」の提出が必要です。

※期日までに更新申請または延長手続きがない場合は、自動的に登録が抹消されますのでご注意ください。